

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十八号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中条例別表第七号の規則で定める事務の項から条例別表第十号の規則で定める事務の項までを削り、「別表第十一号」を「別表第七号」に、「別表第十二号」を「別表第八号」に、「別表第十三号」を「別表第九号」に、「別表第十四号」を「別表第十号」に、「別表第十五号」を「別表第十一号」に、「別表第十六号」を「別表第十二号」に、「別表第十七号」を「別表第十三号」に、「別表第十八号」を「別表第十四号」に、「別表第十九号」を「別表第十五号」に、「別表第二十号」を「別表第十六号」に、「別表第二十一号」を「別表第十七号」に、「別表第二十七号」を「別表第十八号」に、「別表第二十三号」を「別表第十九号」に改める。

別表第二中条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務の項から条例別表第二教育委員会の項第四号の規則で定める事務の項までを削り、「別表第二教育委員会」の項第五号」を「別表第二教育委員会の項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。